

公的年金における妻の取り分をめぐって

——予備的考察——

木 村 陽 子

婦人の年金権を確立する必要があることは、現在広範な合意を得ている。婦人の年金権を確立することは、次のふたつの条件が満たされることを意味する。すなわち、配偶者の有無にかかわらず自分名義の年金受給権を持つこと、およびそれが一応の十分な年金給付水準であることのふたつである。本稿の議論も、婦人の年金権の確立が必要であるという点に立ち、この問題の中心である以下の点について主に論述する。すなわち、既婚婦人が家事に専従するため就労を中断したりリタイアする期間を、公的年金の給付・拠出システムの中でいかにカウントするかという点である。

婦人の年金権の確立の必要については、今後さらに思想面なども含めて多方面から議論を詰める必要があると思われる。しかし、有力な根拠が存在しないというのでは決してなく、すでにいくつかの説得力のある根拠が存在するのである。さもないければ、婦人の年金権の確立がわが国でも今回の年金改革案の重点課題のひとつであったように、これほど先進諸国に共通した問題として取り上げられることもなかったであろう。有力な根拠のひとつは、この問題が女性で単身という属性を持つ高齢者の貧困問題と、密接な関連を持っていることである。加えて、夫婦が婚姻中に築いた財産に対してお互いの貢献度を認め合うという思想的変化も、この問題に影響を与えている。

婦人の年金権確立の問題は、なによりも分配問題である。しかし、重大性は認識されつつも、分配問題としてこれまで分析されたものは少ない。というのは、個人か世帯かという給付単位の選択、すなわち「個人の公平 (Individual Equity)」と「社

会的妥当性 (Social Adequacy)」の問題や、結婚に対するインセンティブの問題までが含まれており、複雑な様相を呈しているからである。そこで本稿では、分配問題の分析に入るための第一歩として、これまでの問題点を整理し、有効と思われる分析の枠組みを示唆したい。本稿の構成は次のとおりである。第1節で問題の所在を述べる。第2節では、高齢単身女性になぜ無年金者や低年金を受け取る者が多いかを述べる。第3節では、婦人の年金権を確立するためのいくつかの代表的な方法を列挙する。第4節では、分配の公正に関して、それらの方法を評価する枠組みについて述べる。第5節では、今後の問題点を述べ結びとしよう。

I 問題の所在

老後の生活保障において、公的年金は現在すでに重要な位置を占めている。たとえば、現行の老齢厚生年金は、平均的加入期間である32年加入者で従前所得の6割以上の水準である。また、国民生活センター「大都市高齢者世帯の生活」(1984年)によれば、厚生年金の生活費に対する割合は、1983年の厚生年金受給者60歳から74歳においては70%から75%程度となっている。そして、老後の生活保障手段として何を最も頼りとするかという調査でも常に公的年金がトップとなっている。今後も、給付水準に多少の変動はあるとしても、大方にとりその傾向が続くことは論をまたないであろう。これは、おもに公的年金の持つ所得再分配に根ざしたさまざまな特性に由来する。

このように公的年金が老後の生活保障手段として重要な位置を占めることが、生活保護世帯の年金受給状況からもうかがえる。生活保護を受給する高齢者世帯の年金受給状況を高齢者世帯総受給件数の割合でみると、無拠出制の国民年金は46%、拠出制の国民年金は40%、厚生年金は8%となっている（厚生省社会局保護課「被保護者全国一斉調査」昭和58年）。このように公的年金の種類により、受給状況に差があることは、被保険者の属する諸グループの生涯所得などの特徴を勘案しても、高齢者世帯の貧困が老齢年金の給付水準と密接にかかわっていることを強く示唆している。ちなみに、昭和58年の老齢年金受給額の平均は、無拠出制の国民年金である福祉年金が2万5,000円、拠出制の国民年金が2万6,000円、厚生年金が11万3,000円である。また、高齢者世帯の保護廃止の理由別構成割合をみると、死亡の34%、施設入所の14%、親類縁者などの引き取り13%の次に、年金などの社会保障給付金の増加8%となっている（厚生省統計情報部「生活保護動態調査報告」昭和58年）。

なお生活保護受給世帯の過半数は単身者であり、またその過半数は60歳以上の高齢者である。そのうち女性は7割以上に達する。年齢階級別にみると、60歳から64歳までは68%、65歳から69歳までは72%、70歳以上は76%である。このように、高齢者の貧困問題は単身女性と深くかかわっている。この理由は、男性に比べて平均的に賃金が低いこと、寿命が長いことである。1977年に東京都老人総合研究所社会学部は、未婚、死別、離別により配偶者のいない45歳から54歳までの女性について、生活と老後に関する調査を実施した¹⁾。再婚の可能性を差し引いても、彼女たちは高年単身女性の予備軍と見なせよう。この調査報告によると以下のことがいえる。調査対象者のうち、未婚者37%、死別者35%、離別者27%である。世帯類型は、全体では単身が46%と最も多く、自分と未婚子、あるいは自分と親は合わせて35%と続く。そして、生計中心者は自分自身であるとする者が全体で85%と圧倒的である。有職者は全体の8割以上で、仕事による収入の平均額は10万7,000円で

ある。1977年の45歳から54歳の男女の平均賃金が18万円であることを考えると低い。有職者のうち、雇用者が78%と多く、そのうち臨時・パートについて配偶関係別に割合をみると、未婚者で10%、死別者で18%、離別者22%となっている。

また、老後の生計をどのように維持するかという質問には、丈夫な間とからだか不自由な間で、答えに当然開きがみられる。丈夫な間では、全体では、仕事収入と年金・恩給をあげる者が多い。配偶関係別にみると、年金・恩給をあげる者は、未婚者および死別者に多く、前者は自らの年金を、後者は夫の遺族年金を期待しているものと思われる。体が不自由な間については、全体では年金・恩給、預貯金、生活保護、わからないの回答がふえ、仕事による収入はわずか数%となる。配偶関係別にみると、離別者に年金・恩給が少なく、わからないが多い。また、加入年金別にみると、国民年金加入者に、生活保護をあげる者が多い。また、年金非加入者も、生活保護やわからないと答える者が多い。この結果は、単身女性の老後のきびしさを予測させるに十分である。

II 女性が受け取る公的年金はなぜ低いのか

就労経験のある女性が受け取る年金は、平均的に低い。また被傭者の無業の妻は、高齢離婚をすれば無年金者となる。これらの事柄は何により引き起こされるのであろうか。これを検討するために、はじめに厚生年金制度の現行法について、簡単に述べることにしよう。わざわざ数ヵ月後に改正を控えた現行法について述べるのは次の理由による。前にも述べたように、婦人の年金権の確立は先進諸国に共通した課題である。社会経済の変動につれて、制度自体がはじめ意図したものにそぐわなくなるとか、時代の要請に応えるには変革を要することなどは、しばしばみられるところである。公的年金もその例外ではない。これまで婦人の年金権の確立のためには改革を要すると指摘されてきた諸特徴を、他国の制度（前制度あるいは現行制度）と同じく、現行の厚生年金制度も備えているのである。つまり現行の制度は、就労時

の賃金と保険料納付期間に比例的に給付額が決定される。そして被傭者の無業の妻は夫の年金でカバーされる。これは、これまでのある時期において被傭者家庭に一般的であった、夫が収入を得、妻が家事に専従し、結婚が生涯続くという前提に基づいている。この制度の下で、男女の賃金格差、女性の保険料納付期間が平均的に短い理由を示す女性のM字型の就業率、中高年離婚の増加などの諸要因が働くと、女性は平均的に低い年金を受け取るか、被傭者の無業の妻であった者は無年金者となるのである。

(1) 厚生年金の現行法

一般被傭者を対象とする厚生年金制度は、加入者の多さやその財政規模の大きさにおいてわが国最大の制度である。ここで社会保険における老齢年金の単位について述べることにしよう。これは個人単位と世帯単位があり、被保険者に対する給付により決定される。個人単位とは給付に被扶養者や共稼ぎの配偶者など生計を一にする者の有無は反映されず、被保険者が納めた保険料に対応する年金を受け取る給付システムである。同じ保険料を支払った被保険者は、独身者であろうと既婚者であろうと寿命など他の条件を同一にすると同額の年金を受け取る。他方、世帯単位の給付システムの下では、被扶養者など生計を一にする者を加味して給付が決定される。同じ保険料を支払った被保険者で、独身者と被扶養者のいる既婚者では受け取る年金額が異なり、あるいは共稼ぎが受け取る年金額は、独身者ふたりが受け取る年金を合わせたものとは異なる。なお被保険者であった者が死亡した後遺族が受け取る遺族年金は、いうまでもなく世帯単位の考え方に基づいている。

現行の厚生年金は世帯単位である。被扶養の配偶者などがいるときに加給年金が付加される。昭和55年の改正により、配偶者加給金の資格要件が変わり、厚生年金や他の公的年金制度の老齢年金または障害年金の支給を受けることができる配偶者は支給対象からはずされた。本稿では多数を取って被扶養配偶者を無業の妻とのみ考える。

さて、厚生年金の被保険者にかかる保険料は、

賃金に比例的である。保険料算定基礎となる賃金は上限を持つ。老齢年金は、基本年金と被扶養者がいる場合に支給される加給年金とよりなる。基本年金は、定額部分と報酬比例部分とからなり、後者は被保険者の稼得時代の賃金を反映する。稼得時代の賃金が低い者ほど定額部分の基本年金に占める割合は大きい。これに賃金比例的な保険料を考えると、同一年齢コーホートでは低賃金を受け取る者がより有利となる給付・拠出体系となっている。また、基本年金は保険料納付期間に比例的である。ただ定額部分は保険料納付月数を240月を下限とし上限は420月である。遺族年金は、被保険者が死亡の当時生計を一にしていた者を妻のみと考えると、受給額は基本年金の半額である。

参考のために国民年金について述べよう。国民年金は昭和36年にそれまで公的年金でカバーされて来なかった自営業者や農業従事者などを対象として、個人単位の老齢年金として発足した。定額保険料であり、また給付も定額である。給付の部分は保険料納付期間に比例する。遺族年金は寡婦に夫の老齢年金の半額が支払われる。昭和36年の国民年金の発足と同時に、被傭者の妻にも国民年金に任意加入する道が開かれた。近年では、被傭者の無業の妻の8割が加入しているといわれている。これは、無業の妻の自分名義の年金受給権を持つことへの意欲と、老後に受け取る年金の増額とのふたつの動機が働いていると考えられる。本稿では、国民年金制度は、無業の妻が自分自身の年金受給権を持つ方策として利用できる制度ということでのみ取り上げる。

ここで実際に受給している平均年金月額、昭和58年度末現在で、厚生年金の老齢年金は男子12万9,000円、女子7万7,000円である。なお拠出制の国民年金の平均月額、前述のように2万6,000円である。

次に、この制度に働きかけて問題を生じさせている諸要因をみよう。

(2) 賃金格差

女性の賃金は男性に比較して相対的に低い。昭和58年の労働省「賃金センサス」によると、決ま

って支給する現金給与額の男性の平均月額、25万4,000円であり、女性の平均月額が14万1,000円とほぼ半分である。これは、男女が同一の労働をしても女性の賃金が低いというよりは、むしろ男女の職種や雇用形態の違いなどを物語っている。つまり同じ企業でも、一般事務職は女性、営業管理は男性と当初から分けて募集するのがこれまで常であった。また、女子雇用者の20%を占めるパートタイマーの多くは中高年女性である。

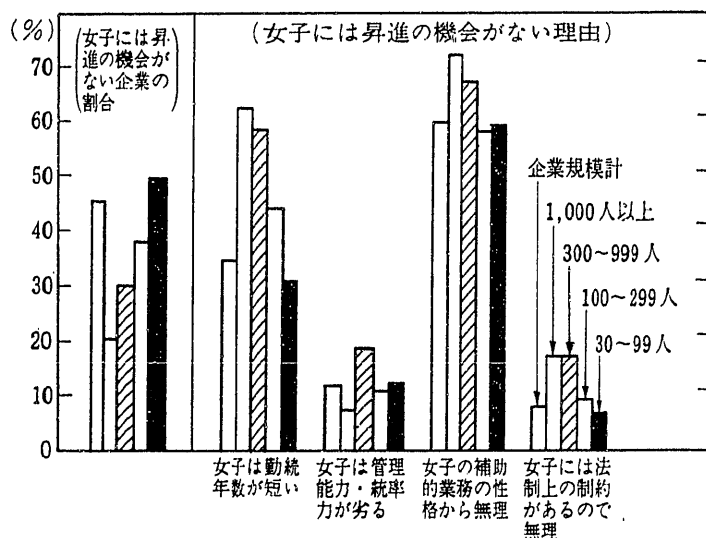
わが国において、賃金決定に影響を与える重要な要因は、年齢あるいは勤続年数であることはよく知られている。それらの要因の影響が、男性において、また勤務する企業規模が大きくなるほど、高学歴者になるほど強く表われる²⁾。性別などの個人の属性により、なぜ年齢に対する効果が異なるかという点を説明する有力な理論は、人的資本理論である。

教育および訓練が労働生産性を上昇させ、労働者間の賃金の時間的推移を示す賃金プロファイルの差異は、その投資量の差異に依存するとする。投資の期間を大きくは、教育期間と企業の訓練投資の期間とに分ける。これに従うと、人的投資を受ける機会に恵まれる者が、高い賃金を得ること

となる。就職後の労働者に対してなされる訓練投資の主体は企業であって、企業は人的投資収益の一部を労働者に帰し、労働者の賃金に加算すると仮定する。また先に述べたように就職時より、性別、学歴などの属性により職種が異なり、たとえば幹部候補生コースといわれるように、昇進のコースまで異なることは通常みられる形である。それでは、利潤最大化行動をとる企業はどのような基準で訓練投資を行うのであろうか。

企業の訓練投資行動を以下のものとする。第1に、「訓練能力」の高い労働者により多く訓練投資をする。第2に、企業の独自性の高い、外部からの供給を受けることが困難な労働力が必要とされる場合に、内部で労働者に訓練を施すことによりその需要を満たそうとする。第3に、企業の収益が革新技術の開発に依存している場合には、革新技術の研究にたずさわる者に対してより多く投資する。第4に、一般に訓練投資回収期間は長いから、より平均勤続年数が長いと期待される者に対してより多く投資する。

企業は第1に、誰が「訓練能力」が高いかを見極めなければならない。労働市場において、それを見極めるのは至難のわざであるというに及ばず、



(注) 女子には昇進の機会がない理由の数値は、女子には昇進の機会がない企業を100としたものであり、また、複数回答のため合計は100を超える。

(資料) 労働省「女子労働者の雇用管理に関する調査」(昭和56年)、労働省「労働白書」(昭和60年)。

図1 女子の役職への昇進機会および機会がない理由別企業割合

採用した労働者について誰が「訓練能力」があるかをチェックするだけでも膨大なコストがかかる。そこで企業は、一定の基準に従って、「訓練能力」を判別する行動をとる。それが、いわゆる学歴であると考えられる。また、投資の回収に時間がかかるとすると、企業は勤続年数が長いと期待できる者に、より多くの訓練投資を行うであろう。

女性が男性より、平均的に賃金が低いのは訓練投資を受ける機会の差異と思われる。この理由は、いろいろ考えられる。企業をあくまでも、利潤最大化行動をとり、かつリスクはできるだけ避けようと行動すると仮定する。女性は、これまで平均的に勤続年数が短く、4年制大学進学率もそう高くはなかった、という点だけでも、訓練投資を受ける機会には恵まれなかったといえる(図1を参照のこと)。加えて、たんに女性に対する偏見のために、機会の均等がひらかれていないことも否定できない³⁾。

(3) 女子の就業率

女性の就業率を年齢別にみると、20歳代前半では就業率が70%と高く、そのあと20歳代後半から30歳代前半に40%台に落ち込み、そのあと30歳代後半から徐々に50歳代の60%にまで上昇する(総理府統計局「労働力調査」昭和58年)。このような女性の就業率の動きは、伝統的な男女の役割分担を被傭者家庭において遂行する結果としてあらわれたものである。すなわち、結婚後子育ての期間家事に専従し、末子が就学後再就職をするといういわゆるM字型といわれる就業パターンである。

また、夫の収入も既婚婦人の就業率に大きく影響を与える。主婦の職場進出は、すでに第1次石油危機前から始まっている長期的傾向である。加えて、第1次石油危機以降は、女子の就業率も景気の影響を受けるようになった。すなわち、夫の収入の伸びが低いときに、家計補助などの必要性から妻の収入が伸びることがよく知られており、近年では第2次石油危機以後より昭和57年頃にみられた。わが国の中高年女性の就業形態は、パートも多い。これは経営の合理化を迫られている企

業にとっては、人件費の削減や雇用調整が容易な就労形態である。また、夫の定期収入が低いほど、世帯の勤め先収入全体に占める妻の収入の割合が高いというはっきりした傾向がある。これは、夫の定期収入が低いほど妻の就労割合が高いことを意味する。共稼ぎ世帯よりも、夫のみが働いている世帯の方が夫の収入が高いことは、総理府「家計調査」などでも明らかである。

(4) 中高年離婚の増加

離婚率(男・女有配偶人口千対)を夫、妻の年齢別にみると年齢の低いほど高い。年次を昭和45年を100として昭和55年についてみると、夫は30歳代後半から50歳前半、妻は40歳代で2倍程度となっている。また、同居期間別にみると、昭和57年では10年以上が41.2%と上昇した。また15年以上20年未満は45年の6.1%から11.8%と2倍になった。夫・妻の別居時年齢が40歳以上の者は、45年の13%から57年では24.4%である。このように、中高年の離婚が増加している。また、昭和55年の離婚総数のうち無職の妻は58%を占める(厚生省統計情報部「離婚統計」昭和59年)。

III どのような対応策が考えられているか

繰り返すと、社会保険の形式を持つ従前所得保障型の公的年金制度は、一般に就業時の平均賃金や、拠出期間が反映される仕組みである。婚姻が続いている間は、妻の低い賃金や低い年金額は、夫の賃金や年金と合わせて世帯の収入として世帯内でプールできた。けれども、現行法の下では、離婚後は妻だけが無年金者となったり、低い年金に甘んじなければならない。加えて、女性の権利意識の拡大で、夫婦の財産の権利に対する動きと同じことが年金の分野でも生じている。すなわち、男女の役割分業をそのまま年金に反映させず、たとえば男子の所得に対する妻の貢献(あるいは相互の所得に対する相互の貢献)を認め、年金権も分割するなどの動きもでてきているのである。このように、家庭内における伝統的男女の役割分担の結果として生じたことを年金額にそのまま反映

させるのは理不尽であるとする見方が出て来たのである。

そこで、さまざまな方策がこれまで提案されてきた。その中心は、無業の妻である期間、制度的に独自にカバーされない期間を本人の加入実績としていかにカウントするかという問題である。つまり、公的年金制度の下で、被保険者である無業の妻にかかる保険料をどの程度にし、そして誰がそれを負担するのかという問題である。

ここで一般的な年金の給付体系について説明しよう。年金給付は全体として、稼得時の所得が反映される部分と、退職後あるいは年金受給時の所得が反映される部分がある。前者は社会保険方式にのっとり拠出実績を要件として認め、後者は支給要件として拠出実績を要求しない。退職時の所得が反映される部分は資産調査を伴う給付や、あるいは資産調査なしの一定の最低保障水準の給付と考えてよい。これを底部と呼ぼう。これの財源は普通一般税である。そのうえに、基本的に稼得時の報酬が反映される部分はある。基本的にというのは、国民年金の給付のように社会保険方式による定額給付も簡単化のためにこの範疇に入れるからである。これを上部と呼ぼう⁴⁾。次のように書き表わすことができる。現実の制度は、これら

のいくつかの組み合わせである。

$$B = B1 + B2$$

$$B1 = BB \text{ あるいは } BT$$

$$B2 = T + a \times W^b$$

ここで、 B : 年金給付額; $B1$: 底部; $B2$: 上部; BB : 資産調査を伴う給付; BT : 資産調査を伴わない定額給付; T : 従前所得保障の最低額; W : 従前所得; ここで $B2$ は、保険料納付期間の関数でもある。わが国の厚生年金は、 $T > 0$, $b = 1$ と考えてよい。国民年金は、 $T > 0$, $a = 0$ と考えてよい。

他方拠出は、一般税は別にして、次のように示せる。

$$H = HO + c \times W$$

ここで、 H : 保険料; HO : 定額保険料; である。厚生年金は、 $HO = 0$, $c > 0$ である。国民年金は、 $c = 0$ である。

これまであげられた妻の保険料の決め方は大きくは三通りある。そのひとつは、家事育児に従事する無業の妻についてその評価をし、その間に妻自身が保険料を支払ったと見なし、年金請求権つまりクレジットを与えようというものである。次は、無業の妻が定額保険料を支払うものである。あとのものは、夫の支払う保険料について、妻自

表 1 年金改革案のポイント

	現 行	改 革 案
老 齢 年 金 (被 扶 養 配 偶 者)	基本年金=定額部分+報酬比例部分 加給年金	基礎年金+報酬比例部分 基礎年金
遺 族 年 金	$1/2 \times$ 基本年金	基礎年金+ $3/4 \times$ 報酬比例部分
報 酬 比 例 部 分	$(\text{平均標準報酬月額}) \times \frac{10}{1,000} \times (\text{被保険者期間})$	$(\text{平均標準報酬月額}) \times \frac{7.5}{1,000} \times (\text{被保険者期間})$

(資料) 表 1, 2 ともに「年金制度改正案」の概要。

表 2 サラリーマン世帯 (夫婦) の標準的年金額

昭和 61 年 (32 年加入) 173,100 円		⇒	21 世紀初頭 (40 年加入) 176,200 円	
厚生年金 夫名義	所得比例部分 81,300 円	国民年金	厚生年金 (所得比例部分) 76,200 円	妻名義
	定額部分 76,800 円		基礎年金 50,000 円	
	加給年金 15,000 円		基礎年金 50,000 円	

(数字はいずれも月額)

身の権利を半分認めることである。これを収入分割方式 (Earning Sharing) と呼ぶ。

(1) クレジット方式

無業の妻が果たしている家事育児の社会的価値を認め、その期間保険料を支払ったものと見なす方式である。つまり、その保険料は、被扶養者の妻のために他の被保険者が肩代わりする。表1、表2に示すように、昭和61年4月から実施されるわが国の年金改革案では、厚生年金の定額部分と国民年金をそろえ、それを20歳以上60歳未満の被傭者の無業の妻も含めて被保険者とする。そして、65歳以上の高齢者に定額給付の基礎年金を給付することとした(基礎年金額は、拠出期間に比例し、40年加入者で昭和59年価格5万円)⁵⁾。基礎年金には配偶者に対する加給年金はなく、無業の妻であった期間自らが保険料を納めたものとして、無業の妻が離婚後も本人が受給権を持つ。基礎年金の財源は、被保険者の数に応じて各制度で分担することになっている。しかし、無業の妻はその間保険料を実際に納めるわけではない。無業の妻の基礎年金の保険料は免除される。これは、無業の妻の所得がゼロと見なされていることによるものである。けれども、他の被保険者の所得がゼロかあるいは妻が被扶養者であると見なされる所得以下のときにはこの恩典がなく、家事専従という条件の下でこの恩典が発生する。これを考慮すると、この方式は家事に専従することに社会的価値を認め、クレジットを与えていると解釈できる。

(2) 定額保険料方式

無業の妻のために夫あるいは雇用関係がなくかつ収入のある妻自身が、定額の保険料を支払う方式である。わが国では、昭和36年拠出制の国民年金制度の発足とともに、被傭者の無業の妻は任意加入というかたちではあるが、この方式が採用されてきた。近年では、サラリーマンの妻の8割が加入しているといわれる。

(3) 賃金比例保険料——収入分割方式

収入分割方式は、妻が就業しようと、家事に専

念しようと、夫婦が得る総所得について、夫婦それぞれに平等の権利を認める考え方をとっている。つまり、夫婦それぞれの年金は婚姻期間中に納めた総保険料の2分の1を基礎として計算される。夫婦が離婚したときも、夫婦それぞれの年金記録についての権利は持続する。たとえば、この方式は西ドイツで実施されている。

給付体系は次のものである。

(4) 定額給付+報酬比例部分 これは、上に述べたわが国の年金改革案を連想すればよい。たとえば稼得時の平均賃金が25.4万円であった者について、加入期間を40年とする。年金額は5万円の定額部分の上に、平均賃金月額25.4万円に1000分の7.5と加入期間月数480を乗じた報酬比例部分が付く。現行の国民年金加入者や被傭者の無業の妻のように、定額部分のみを受け取る者もある。

(5) 定額部分なし 給付は、平均賃金にかかる比率が、最初のあるレベルまではいくら、次のあるレベルまではいくらというように段階的に異なる。アメリカ合衆国の現行の制度がそれである。1985年に新たに受給者となった者に対する基本年金額の算定方式は次のようになっている。平均賃金月額の最初の280ドルに0.9、280ドル以上1,691ドルまでに0.32、1,691ドル以上には0.15をそれぞれ乗じた額を合計する。

無業の妻に年金権を与えるために方策としてあげられているなかから、拠出と給付の代表的な組み合わせを紹介しよう。ここでは、社会保険方式に限定する⁶⁾。

イ.(4)ー(1) 定額部分の年金給付の保険料に等しい額を無業の妻が支払う。

ロ.(4)ー(2) 定額部分の年金給付の保険料に等しいクレジットを無業の妻に与える。

ハ.(4)ー(3) 夫の納めた保険料の半分に対応する年金給付(定額部分+報酬比例部分)。

ニ.(5)ー(3) 夫の納めた保険料の半分に対応する年金給付(報酬比例部分のみ)を妻に与える。

わが国の年金改革案については、イ.ロ.ハ.の3ケースを考える。標準報酬の分け方に従って

表3 単身世帯と夫婦世帯の比較

標準報酬月額		単身世帯	夫のみ稼得者世帯	共稼ぎ世帯
最低賃金	4.1万円	(1.5) 6万2,300円	(2.7) 11万2,300円	(2.7) 11万2,300円
平均賃金	25.4万円	(0.49) 12万6,200円	(0.69) 17万6,200円	(0.69) 17万6,200円
最高賃金	41.0万円	(0.42) 17万3,000円	(0.54) 22万3,000円	(0.54) 22万3,000円

(注) 算定式は、基礎年金+平均標準報酬月額 $\times \frac{7.5}{1,000} \times$ (被保険者期間)(夫と妻)。()内は年金・賃金比。

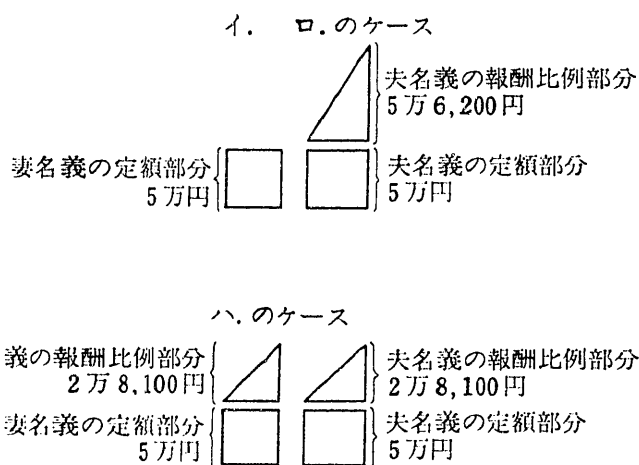


図2 <平均賃金>25.4万円

被保険者の稼得時代の最低賃金を4.1万円、平均賃金を25.4万円、最高賃金を41万円とする。これは世帯の総賃金である。単身世帯、共稼ぎ世帯(夫婦共に厚生年金に加入と仮定)、無業の妻がいる世帯の総賃金は同じである。図2、表3に示すように、離婚を考えないとすると、いずれのケースも各世帯の給付額は同じである。賃金の低い順にいうと、単身世帯は、6万2,300円、12万6,200円、17万3,000円である。年金賃金比は、1.5, 0.49, 0.42である。共稼ぎ世帯と無業の妻のいる世帯が受け取る年金額は同じである。賃金の低い順に、11万2,300円、17万6,200円、22万3,000円である。年金・賃金比は、2.7, 0.69, 0.54である。また、拠出もイ. ハ. のケースはいずれの世帯も同じであり、ロ. の定額保険料納付のケースだけが異なる。これらはどのように評価をすればよいのであろうか。

IV 評価の基準

社会保障制度は、所得の中断や喪失および消費の増大により、消費水準の落ち込みを防ぐために給付を行う。また、それら給付を保険料や税で財源調達をする。原則として、社会保障が給付の対象とする病気やけがなどが生じる確率は、すべての所得階層で等しいか、あるいは低所得者層において高いものである。社会保障制度は、一時点あるいは特定のコーホートの生涯をとおしての当初所得の「分配の不平等」を緩和する。

さて、公的年金制度は、現在大きな所得再分配制度であることはいうまでもない。分配の公正を判断する有効な規範的基準は、垂直的公平と水平的公平の基準である。一定額の支出を賄うときに、負担能力に応じて税あるいは保険料を徴収するとする。要請される客観的価値判断は、能力が同じ

ひとは等しい負担をし、負担能力が異なるひとは異なる負担をすべきであるというものである。前者を水平的公平、後者を垂直的公平とよぶ。負担能力の指標としては、収入とくに公的年金の場合は賃金とられる。

性別や既婚の別など他の条件が同じで所得のみが異なるひとびとについては、垂直的公平の観点からいえば、所得の低いひとが所得の高いひとよりも不利になる場合は容認できない。むしろしいのは水平的公平である。前に述べたように、個人単位か世帯単位か、「個人の公正」か「社会的妥当性」かという問題と関連する。「個人の公正」とは、同じ保険料を支払った者は同じ年金給付を受け取ることとする。前に述べた給付の個人単位の原則である。「社会的妥当性」に基づけば、年金給付額はニーズに応じて調整される。世帯単位の原則である。このとき「結婚への中立性」も問題とされる。つまり、夫婦と単身者の間で給付額に著しい差があり、たとえば基礎年金の給付水準が単身者で5万円、夫婦なら7万円としたり、あるいは共稼ぎ世帯は給付額を減額されるとしよう。このように夫婦が不利になるとき、金銭上からはひとびとは法的結婚よりは同棲を愛好する可能性があるからだ。「結婚への中立性」が問題視されるのは、法的結婚を同棲よりもよしとする社会的モラルがしたじきにある。上で提示したイ、ロ、ハの3ケースはいずれもこの意味では、「結婚に対して中立」の姿勢をとっている。

所得分配のありようをいかに公的年金が変えるかということの問題とすると、有業者数や扶養者の有無を考慮にいて、ひとつの経済単位を割り出さなければならない。そして、たとえばこのように女性で既婚、無業というような属性を持つ個人に給付を行うときに、彼らがいかなる経済単位に属するかが重要なポイントとなる。そして、この経済単位は単に個人か世帯かという給付単位の分け方では不十分である。というのは、共稼ぎ世帯と、無業の妻を持つ世帯で総所得が同じであっても、それを稼ぐためのコストは共稼ぎ世帯の方が大きいからである。そこで本稿では、次の単位を使う。それは、むしろ世帯単位といえるもの

であり、世帯の収入から種々の控除を行った消費単位といえるものである。すなわち、経済力、担税力の指標となる世帯の収入を次のように調整する。まず全員に最低限度の消費水準を確保するために基礎控除を行う。また、稼ぎ手ひとりにつき、その稼ぎを得るためのコストも控除する。簡単に見積ると、各世帯の担税力は次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{担税力} = & \text{世帯の総収入} - 1 \text{人当りの基礎控除} \\ & \times \text{世帯員数} - 1 \text{人当りの労働に伴うコスト} \\ & \times \text{関連した控除} \times \text{世帯内稼得人員数} \end{aligned}$$

わが国のデータを使い、生涯所得の分配のありようは年金制度をつうじてどのように変化するかを考える。グループを四つの世帯に分けた。生涯妻が無業の世帯と、共稼ぎ世帯、男女の各単身世帯に分けた。ここでは、簡単化のために無業の収入はゼロとした。無業の妻の約10～30%が老後に離婚すると仮定した。離婚後の妻の受け取る年金は、収入分割方式とクレジット方式では異なる。全体の所得分配に対する影響は、各世帯の担税力および各世帯の構成比に依存する⁷⁾。

このような予備的な分析を行った結果、次のことが示唆された。全体に占める単身世帯の数が少なく、単身世帯、共稼ぎ世帯、無業の妻のいる世帯の順に担税力が大きいとき、クレジット方式は所得分配のありようを悪化させる可能性がある。加えて、家事育児に従事するのは、共稼ぎの世帯も同じであり、無業の妻にのみクレジットを与える根拠は乏しい。年金改革案で任意加入の無業の妻が国民年金に強制加入となり、保険料を徴収されなくなったのは次の理由と説明されている。つまり、現在無業の妻の2～3割が国民年金に任意加入していないが、その理由を余裕がなくて入れないひとが多いこと、および国民年金は自主納付制度であることから、今後保険料が上昇するにつれて脱退する主婦が増加すると判断したため、である⁸⁾。

V 結びにかえて

本稿では、婦人の低年金や無年金の問題が次の点に根ざしていることを指摘した。すなわち、上

述のような性格を持つ制度の下で、低賃金や女子の伝統的役割分担を少なからず反映した就業行動、高齢離婚の増加の諸要因が働いていることを述べた。また、女性が家事に専従し、これまで制度でカバーされない期間を、わが国の年金改革案にもみられるようにクレジットを与えたり、収入分割方式のかたちでカウントすることは、無年金者をなくしたり婦人の年金額を引き上げる効果を果たす。けれども、分配の公正を保ちつつさまざまな方式を実施するには限界があること、および生涯未婚女性もいること、長期的に結婚後も仕事を続ける女性が増えていることなども考えると次のことがいえよう。つまり、婦人の年金権の確立については年金制度で改善される部分と同じく、男女の合理的でない賃金格差が改善されることが、より長期的には重要な課題である。なお、本稿では、遺族年金や、パートタイム労働者の公的年金加入状況などはとりあげなかった。とくに後者は中高年婦人にパートタイム労働者が多いことを考えると、これもまた今後の課題のひとつとなろう。

(注)

- 1) 東京都老人総合研究所社会学部「中高年女性の生活と老後——未婚・死別・離別の場合——」1978年、を参照のこと。
- 2) 島田晴雄「年齢—賃金プロファイルの研究——日米比較を中心にして——」『日本労働協会雑誌』196, 199号, 1975年, 等を参照。
- 3) しかし、近年では、女子の勤続年数も伸びており、一部の企業は変わりつつある。機会の均等に対するチャレンジ精神を持つ企業が出ており、いくつかの分野ではそれが成功し、すでに実績を挙げている。それでも、リスクを嫌う大半の企業にとって、女性も企業がこれまで使いこなすのに慣れて来た男性と同じく、「戦力」として使えると判断するまでは自らは行動を起こしがたい。これらの点から、男女の雇用機会均等法のような外圧が有効であると思われる。
- 4) このほかにも、年金の給付額全体を最低保障部分と報酬比例部分に分け、最低保障部分を社会保険方式ですか移転方式かで分ける分け方もある。
- 5) 当分の間、60歳以上64歳まで老齢厚生年金の特別支給がある。基礎年金を受給する年齢に達していない支給要件を満たす妻には、従来どおり、加給年金が付く。
- 6) 他に、参考のために移転方式に基づく次のものをあげておこう。くわしくは、参考文献〔1〕を参照されたい。

●Two Tier 方式

これは、資産調査を伴う低部と、収入分割方式の上部を組み合わせる方式である。

●Double Decker 方式

居住要件を満たすある年齢以上の高齢者に、一定の定額給付を与える。資産調査を伴わない。この低部と、収入分割方式などによる上部を組み合わせる方式である。

- 8) 女性の年金権の確立が、分配の態様に与える点についての分析は、拙稿「婦人の年金権の確立と所得分配」(仮題)『大阪大学経済学 藤田晴博士還暦記念論文集』に掲載予定。
- 8) これについては、『年金最前線』『ねんきん』6月号, 6-9頁等々を参照されたい。また、婦人の年金保障改革の方向を述べたものとしては、山崎泰彦「年金制度の諸問題と改革の方向」社会保障研究所編『年金改革論』1982年, などを参照されたい。婦人の年金適用状況については、山崎清「女性の年金と生活」『国民生活研究』1985年3月。

参考文献

- [1] Burkhouer, R.V. & Holden, K.C. (1982) ed., A Challenge to Social Security, Academic Press.
- [2] Campbell, R.R. (1981), "The Problem of Fairness", in Boskin, M.J. (ed.), The Crisis Social Security, The Institute for Contemporary Studies, pp. 125-145.
- [3] 英国政府グリーンペーパー (1980), The Taxation of Husband and Wife, HMSO.
- [4] Habib, J. and R.L. Lerman, "Options in Income for the Aged: A Critique of the Two-tier Approach" (1979), Journal of Public Economics, 11, 159-177.
- [5] ILO (1984), Into the Twenty-first Century: The Development of Social Security.
- [6] 木村陽子 (1981年)「わがくにの賃金プロファイルについて」『大阪大学経済学』第30巻第4号, 70-79頁, 昭和56年3月。
- [7] 木村陽子 (1985年)「公的年金と所得の再分配——『年金制度改革案』をめぐって」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』1985年。
- [8] 日本婦人団体連合会編 (1980年)「婦人白書」草土文化。
- [9] OECD (1979), Equal Opportunities for Women.
- [10] 曾原利満 (1982年)「年金と生活保護——高齢者保護率にたいする諸要因の比較——」社会保障研究所編『年金改革論』1982年。
- [11] 曾原利満 (1985年)「低所得世帯と生活保護」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』1985年。
- [12] U.S. Social Security Administration (1979), "Men and Women: Changing Roles and Social Security", Social Security Bulletin, Vol. 42, No. 5, May 1979.

(きむら・ようこ 社会保障研究所研究員)